

## 令和元年度 第1回 奈良県たばこ対策推進委員会 議事要旨

日時：令和元年8月22日（木） 17：00～18：30

場所：奈良県文化会館 多目的室

出席者：（委員）井川智恵子、大橋正和、高橋裕子、土居稔典、畑田道矢、  
水野文子、山田宏治

傍聴者：1名

報道：1名

- 「第3期奈良県がん対策推進計画」の推進に向け、協議会及び部会等の設置や本委員会の役割等について確認した。
- 奈良県のたばこ対策の取組実績及び平成31年度の計画、各所属における受動喫煙防止対策にかかる取組について報告。
- 受動喫煙防止対策について普及啓発をすすめていくと共に、第一種施設における対応状況についても、委員会で把握していくこと等、関係団体と協働して実施していく方向で了承された。

### 議題(1)奈良県のたばこ対策の取組について

○委員からの意見等

- ・（委員長）[資料6](#) 県・市町村本庁舎・議会棟・公用車の喫煙実施状況（受動喫煙防止対策）は、毎年調査を実施している。是非公開していただきたい。公開の予定は。  
→（事務局）7月1日に報道発表を行い、県のホームページに掲載している。
- ・（委員長）市町村庁舎等調査について奈良県は先進的であり毎年実施している。是非、今後も調査を続け、結果を公表して欲しい。
- ・（委員長）[資料4](#)の「日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合」について医療機関で6.4%となっている。医療機関は0%であってもいいのではないか。これは、細かい医療機関については聞いているか。  
→（事務局）なら健康長寿基礎調査の結果であるため、これ以上の調査はしていない。
- ・（委員長）6.4%という数字を見て、まだまだ私達の周知が足りないかもしれない。医師会・歯科医師会のみなさんで禁煙がきちんとできているのか、周知徹底、調査をしていただく必要があるのではないか。6.4%という数字を見て驚いた。0%になるように、目指して行くことが課題。
- ・未成年者喫煙防止対策で「グッバイ！モクモク王様」の冊子の増刷等、事業の継続の予定はないか。  
→（事務局）「グッバイ！モクモク王様」はホームページに掲載していて、そちらをご利用いただいている。県では、冊子にはしていない。

- ・(委員長) 冊子の作成に関わったが、研究費で増刷している。県を通じて、窓口にお問い合わせいただく形がいいと思う。
  - ・資料3-2の専門職対象研修会等に産業保健師等の受講は可能か。
- (事務局) 専門職研修会の受講については、禁煙支援協力薬局の登録の要件としているので、禁煙支援アドバイザーの研修として研修会を位置づけている。会場の定員もあるので、今後検討したい。
- ・(委員長) 禁煙支援においては、医師会と薬剤師会での役割がある。それぞれの対象に対しての研修を行っている。
  - ・資料6の調査について。7月1日以降の39市町村において、特定屋外喫煙場所は無しとなっていない市町村があるが法令には違反していないということか。
- (事務局) 法の違反ではない。

## 議題(2)受動喫煙防止対策について

### ○資料9により各委員から報告

- ・宇陀市では、受動喫煙について、7月に向けての取組をどのようにするか、保健所の会議や都市衛生協議会で情報交換、話し合いを行ってきた。職員に対してどう支援していくか課題。
  - ・奈良県医師会では、全医療従事者を対象に研修会を毎年開催。会報誌「奈良県医師新報6月号」に受動喫煙防止対策に関する法改正の周知記事を掲載している。今年度中に会員に向けて喫煙率及び禁煙手段の実施状況を把握するための調査を実施することを予定している。
  - ・奈良県歯科医師会では、会報に受動喫煙防止のことについて掲載し、全会員に周知をはかっている。
  - ・奈良県生活衛生営業指導センターでは、国、県作成のチラシを組合員に配布。機関誌「生衛なら」に県作成の記事を会報4ページの内1ページを利用して掲載し周知を行った。
  - ・全国健康保険協会奈良支部加入事業所は16,500社、奈良県民の加入者は32万人。健康経営サポート企画である「職場まるごと健康チャレンジ」については、非常に簡単な健康づくりを一齐におこない、1万5千人が参加している。受動喫煙対策・健康づくりのメニューを実施し、経済産業省等が顕彰している「健康経営優良法人認定制度」へ申請できるというもの。
- 全国健康保険協会奈良支部では、職場内全職員、就業時間内全面禁煙としている。職場には喫煙場所を設置していない。受動喫煙防止対策についての広報が重要。チラシよりポスターが効果的だと思う。
- ・大淀町では、町民を対象に禁煙支援や受動喫煙防止の取組をすすめるため、禁煙川柳や禁煙ポスター選考会に参加、がん検診での禁煙相談、成人式での啓発、「無煙のまちおおよど」関係者会議に出席して啓発に取り組んでいる。

禁煙サポーターが、町内の保育園・幼稚園、小学校・中学校に出向き、紙芝居「グッバイ！モクモク王様」や寸劇を行い、未成年の喫煙防止に尽力している。吉野保健所との協働でこのような取組をしている。

- ・奈良市では未成年や学校への支援対策として、市内の全小学6年生を対象に喫煙防止のリーフレットやポスターを配布している。今年は9月に配布する予定。その他に、妊娠届出時の母親、妊娠検診等の機会に専門職による個別禁煙指導を実施している。また、新規事業に女性のための禁煙講習会の開催を考えている。

大学生のための禁煙キャンペーンとして、帝塚山大学で5月28日に約500人、奈良女子大学でも6月5日に約500人を集めて、大学生と一緒に禁煙キャンペーンを行った。世界禁煙デーの禁煙週間啓発キャンペーンとして、ザ・ビックエクストラ大安寺店で市医師会と共催にて、約500名に啓発。ちらしの配布、禁煙のための個別指導相談をしている。

本庁舎では、6月3日から7日にかけて、パネル展示をして啓発活動を行っている。

7月からの改正健康増進法に係る市の方針としては、7月1日より本庁舎を含め、市の全ての施設を第一種施設と同等とみなし、一部の施設を除き、特定屋外喫煙場所を設けないとしている。議会棟についても禁煙とし、敷地内全面禁煙としている。その他改正健康増進法に係る周知啓発として、市のホームページやちらし等で啓発活動や周知を行っている。

- ・郡山保健所では、管内の市町村において改正健康増進法の周知と、どのような対策を行っているのかヒアリングをしている。喫煙場所の設置状況、公用車を調べている。医療監視対象の19病院でどのような受動喫煙防止対策をとっているかのアンケートを実施。特定屋外喫煙場所を設置する病院に対して、現地でどのような場所にどのようなものをつくるのかヒアリングして、指導・助言を行っている。来年度4月から飲食店で第二種施設の対策が始まるので、保健所衛生課で、食品衛生協会の出席者や、食品衛生責任者養成講習会の受講者に対して、改正健康増進法の啓発周知、情報提供を行っている。

保健所に入っている総合庁舎の来庁者に向けて、世界禁煙デーに併せて受動喫煙防止対策の強化についても庁内放送を実施。ホームページに改正法関連の情報を掲載、女性の禁煙支援の事業等で周知を行っている。保健所内各課の窓口にはちらしを置き、職域の連携推進協議会等さまざまな講習会や会議でもちらしを配布し、情報提供を行っている。保健所に来庁する実習生にも、健康増進法についての情報提供と啓発用のちらしを配布している。10月に奈良医大の学生に情報提供・説明の予定。

- ・中和保健所では、第一種施設への啓発として、管内市町村保健事業担当課長の会議で情報提供している。毎年管内医療監視対象の31病院を対象に受動喫煙防止対策の実施対策状況調査を実施。結果に基づき、医療監視の時に総務課から現地での確認を行っている。市町村に出向いて、健康ボランティアへの啓発や、市町村の健康づくり推進協議

会の委員に保健所長がなっていることから、協議会で関係機関に啓発ちらしの配布と法改正の概要説明を行っている。

第二種施設への啓発として、食品衛生協会の協力のもと、食品衛生責任者養成講習会と法改正について概要を説明。地域職域推進連携協議会の担当者会議で、今年度は受動喫煙防止対策をメインのテーマに掲げて、普及啓発に重点を置いている。保健所の各課も同様に相談に対応できるように、ちらしを設置している。

職域の関係者への周知として、かなりの回数を設定しているが、まだまだ啓発が足りていないことが課題と感じている。県全体で職域関係の普及啓発が他課の連携とともに必要だと考えている。

**資料7**受動喫煙防止に関する相談の数で、中和保健所は管内18市町村あり、件数が増えてかなり多くなっていた。第二種施設の出組が始まると、さらに件数が増加していくのではないかと予測されるので、事前の普及啓発にかなり力を入れていかないといけないのが課題。

- ・吉野保健所では、第一種施設への対応で、管内の市町村の保健事業担当課長リーダー会議で情報提供を行っている。特定給食施設等関係職員研修会の機会に情報提供を行っている。第二種施設に関して、食品衛生協会の支部長会会議において、情報提供と質疑応答の時間を長めにとった。労働基準協会大淀支部の研修会で情報提供をする予定。県民への周知で、世界禁煙デーの啓発や、大淀町の禁煙支援ボランティア報告にあった女性のための禁煙スタートアップ講習会等の機会をとらえて、最後に必ず受動喫煙の話を入れている。健康づくりのボランティアや食生活改善推進員など地域のリーダーとなる人を対象とした研修会や協議会でも普及啓発、情報提供を行っている。今年度は大淀町でがん検診市町村共同啓発事業を予定しているが、がん予防推進員養成の研修会で受動喫煙防止の内容を入れる予定にしている。今後、医療監視で病院の受動喫煙防止対策を確認する予定。

### 議題(3)意見交換

#### ○委員からの意見等

- ・(委員長) 第一種施設については敷地内禁煙。**資料4**にあるように、医療施設での受動喫煙はあってはいけない。医師会で調査の実施を検討中と言われたが、ぜひ、医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会での調査をお願いしたい。施設における敷地内禁煙の実施状況、調査項目は、会員の喫煙・禁煙、それぞれの会員のところで行っている禁煙支援の状況、大人と未成年者を分けて未成年者の方を調査いただきたい。それと同時に、各医療施設の敷地内禁煙の実施状況を調査してほしい。

- ・県医師会、了解。
- ・県歯科医師会、了解

→(事務局) 薬剤師会は本日欠席のため、事務局から伝える。

- ・(委員長) 統一した質問票で実施する。年内実施に向けて事務局で調整をしていただく。
  - ・(委員長) 来年4月に向けて第二種施設の周知啓発が必要であるが、第二種施設は数が多い。協会けんぽ、生活衛生営業指導センター等での広報が必要となってくる。
  - ・協会けんぽに加入事業所で大規模事業所は、JA、宗教団体、官公庁。他はほとんどが病院で第一種施設が多い。啓発には、地域・職域連携メンバーでの戦略が必要と考えている。各保健所・課がバラバラに動いているように思う。産保センターと連携協定しているが各機関の連携が必要かと思う。第二種施設の加入者は意外と少ないが、加入事業者への広報の協力を行っていく。
  - ・生活衛生営業指導センターでも、組合員への広報をしていきたい。
  - ・(委員長) 第二種施設の対応について、すべての機関が少しずつ取り組んでいただきたい。  
資料9 中和保健所の受動喫煙防止対策における課題にある、施設における通報対応の業務とはどのようなことか。
- (事務局) 改正法では罰則規定を設けている。罰則を科すことを法の目的にしているのではなく、あくまでも啓発の意味で設けていると厚生労働省から説明されている。通報があった場合、保健所は、現地確認と管理権原者に指導・助言を行うため、その調整や対応に時間を要する状況である。
- ・(委員長) 第二種施設に関しては、健康増進法の規定自体が、第一種施設のように見てぱっとわかるものではない。第二種施設に分類されているものも、全部敷地内禁煙、あるいは屋内禁煙と法律で決めていれば簡単だったが、そうでない所を如何にして一歩でも二歩でも禁煙を普及していくか、その辺りがこれから大事な課題になる。それぞれの立場で考えてほしい。これからも継続して、どういうことをしたのか、事務局で資料9のようなアンケートをしてほしい。
- (事務局) また次回に向けて、委員の皆様、事務局の方で、取り組んできたことをまとめて、共有していく。